

# 平成25年度以降の森林税の重点項目

(現行から継続する視点、新たに見直す視点)

## 間伐による水源涵養、土砂災害防止等の機能の高度発揮

## 【ポイント】

現行の森林税で重点的に実施した手入れの遅れた里山の間伐を引き続き実施  
 目標とする間伐面積は 15,000ha  
 従来の切捨間伐を引き続き支援しつつも、新たに搬出間伐に対しても支援を拡大

## [次期森林税における間伐面積 15,000ha の考え方について]

5 年間で超過課税を活用して行う施策であることから、以下のとおり緊急に整備が必要な里山を対象を絞り込んで間伐を実施 <H20～H24 で実施する間伐 22,500ha >

- ・ 国の造林補助施策の対象とならない小規模・分散的な個人有林
- ・ 特に水源のかん養、土砂災害の防止といった機能の発揮が緊急に求められる森林
- ・ 間伐効果が減少する 60 年生を迎えようとしている高齢の森林 等

切捨間伐を引き続き支援しつつ、搬出間伐も支援の対象とする。

- ・ 5 年間で実施する間伐面積は減少するが、その反面、地域で搬出間伐支援により自主的な森林整備の機運が醸成される

[里山の定義]: 集落や農地等に接する森林の区域(小班)

## [間伐が必要な残された里山 30,000ha の対応について]

間伐が必要な里山 45,000ha のうち、この 5 年間で特に緊急を要する里山 15,000ha の間伐は完了

残り 30,000ha については、今後 5 年間の国の造林補助施策の動向を見据えつつ、以下のような対応の具体化について検討していく

- ・ 間伐材搬出や利活用等の取組により地域住民の森林づくりへの関心を高め、自発的な森林整備を促す
- ・ 現行の国の造林補助施策による間伐と可能な限り一体的に間伐を実施(特に搬出間伐が不可能な森林)

## [次期森林税を活用した間伐の CO2 吸収効果について]

次期森林税で計画する 15,000ha の間伐により、71,200t-CO2/年の CO2 吸収効果

この数字は、自家用車約 3 万台、一般家庭約 1 万戸が年間に排出する CO2 量に相当

<参考> 間伐事業の仕組みについては、以下のとおり見直しを想定。

- ・ 従来...国庫補助を活用した間伐について森林税で所有者負担を軽減  
 (国: 5、県: 2、所有者: 3) (国: 5、森林税: 4、所有者: 1)
- ・ 今後...国庫補助を活用できない里山の間伐について、森林税単独で補助して所有者負担を軽減  
 (森林税: 9、所有者: 1)

## 間伐材の利活用等による持続可能な森林づくりの推進

## &lt;ポイント&gt;

次期森林税では、「林業経営団地の設定」、「大規模県産材加工施設の整備」など、国の施策をフル活用した「集中型・連携型の林業」の振興に向けた取組と連動して、県独自の施策として様々な「**間伐材の利活用による持続可能な森林づくり**」を構築し、地域から搬出される多様な間伐材を活用して持続可能な林業経営につなげていく。

## [現状認識]

里山固有の課題（立木の形質、小規模・分散的な所有等）により、里山（川上）と人（川下）との結び付きが途切れ、里山が放置されている状況。

森林所有者や地域住民の森林づくりへの意欲を醸成し、結びつきを復活させるためには、「山村所得の向上」という視点が必要不可欠。

このため、この5年間においては、地域が自立的かつ持続的に里山を管理・経営する「**間伐材の利活用による持続可能な森林づくり**」の先行的なモデル事例に対して集中的に支援を行い、持続可能な林業経営の成功事例を全県に波及させる。

## [重点プロジェクト（素案）]

- ・ 木質バイオマス自給型コミュニティーモデルプロジェクト（別添1）
- ・ 木の香漂う町並みづくりモデルプロジェクト（別添2）
- ・ 地域の小規模製材工場・設計士・工務店と連携した地域材住宅づくりプロジェクト
- ・ 道の駅における地域材DIYセンター活用プロジェクト
- ・ 松くい虫等の被害が激甚な地域における被害材バイオマス発電活用プロジェクト



持続可能な林業のためには、里山の森林づくり、間伐材の利活用、里山の空間利用等を総合的に主導できる地域リーダーの育成が必要であり、レベルの高い集中的な研修の実施により、本県林業の中核となる人材を森林経営技術者（仮称）として養成。

## 木質バイオマス自給型コミュニティーモデルプロジェクト（素案）

里山の森林資源を活かし、木質バイオマスをフル活用したコミュニティーモデルを創出し、住民、NPO、市町村、生産者・需要者等の関係者等が参加する協議会を立ち上げモデルプロジェクトを推進する。このことにより、身近な森林資源の地産地消の持続的・多面的な利用、先進的な自然エネルギーの自給型モデルを実現する。

### 【事業のイメージ】

#### 対象コミュニティー

木質バイオマス自給型コミュニティーを進める意欲のある地域で、地域の特性を活かし、供給側・需要側の関係者と連携した実現可能な内容を考え、他のモデルとなるコミュニティーを創造する。

#### 組織づくり

住民、森林所有者、NPO、市町村、供給側（林業関係者、薪・ペレット生産者）・需要者（薪販売店、ストーブ使用者）、有識者等からなる協議会を組織し、プランの策定から事業実施、継続を検討・促進する。

#### 対象とする取組

- [プランの作成] 協議会において全体構想、具体的な実行プラン等を作成
- [施設整備] ストーブ・ボイラ等の施設整備（既存事業で支援）
- [木質バイオマス供給] 薪ステーション等、流通システムの整備
- [その他] 木質バイオマス発電施設等大規模需要者への供給等の新たな取組への支援

#### 事業期間

プラン策定1年、事業実施1～4年（次期森林税の期間内）

### 【事業効果】

- ・ 地域の木材利用が増加し、森林税による間伐材の需要が確保される。
- ・ 収集した木材は、地域内で使用する他、事業者が定期的に回収し、木質バイオマス発電所等への供給にも活用する。
- ・ 木質バイオマスエネルギーを活用した先進的なコミュニティーモデルの構築により、自然エネルギーを活用したコミュニティーが実現する。

## 木の香漂う町並みづくりモデルプロジェクト（素案）

**里山から生産された木材を地域で加工し、地域企業や地域住民等の協働により商店街や地域施設等を木質化し、地域まるごと木の香漂う町並みづくりを推進するモデル地域を設定する。**

### 1 対象地域

森林づくり県民税活用事業により里山整備を行う地域であって、木の香漂う町並みづくりに意欲ある商店街を含む地域とする。

### 2 事業主体

市町村、商工会、特定非営利法人、その他知事が認めた団体

### 3 事業内容

#### (1) 事業概要

市町村、商工会、特定非営利法人等のコーディネートにより、里山から搬出される木材を、地域の製材工場で加工し、地域住民や建築業の一人親方などとの協働により、山村の商店街や共同施設等を木質化し、地域の木材で地域の人々の力で行う、木の香漂う町並みづくりをモデル的に行う地域に対し助成する。

#### (2) 事業区分

区分	補助対象行為
ソフト事業	木の香漂う町並みづくり体制整備（協議会設立、計画策定等）
ハード事業	空き店舗のショーウィンド等に県産材のオブジェ等を展示
	駐車場仕切りを始めとする木質化可能なものの製作・設置
	地域企業の協力により店舗前に木製ベンチ等を製作・設置
	地域の保育施設、児童館、小学校等の机・椅子等の整備
	地域公園等に木製ベンチ・遊具等の製作・設置
	その他知事が認めた行為

#### (3) 事業効果

- ・ 街並みが整備され、買い物客等が増加し、地域の活性化が図られる。
- ・ 信州らしい特徴のある景観が形成される。
- ・ 地域の関係者の連携により、地域の資源が様々な形で活用される。
- ・ 木の良さが多くの人にPRでき、木材の需要拡大につながり、林業の振興が図られる。
- ・ 他地域への波及効果が期待される。

## 水源林の保全対策について

### 【ポイント】

水資源の保全に対する関心の高まりを踏まえ、県民共通の貴重な財産である水源林の保全対策について、県としての取組を強化

新たに、市町村による水源林の取得経費等への支援を行う

### 【従来からの森林整備（間伐）による水源かん養機能の維持について】

森林の水源かん養機能の主体は「森林土壌」であるため、間伐により樹木の根の発達や下草の発生を促し、森林土壌の流出を防止することが肝要

森林税を活用した間伐により、20年間は皆伐や転用を禁止する協定が締結されることから、森林の水源かん養機能の保全に寄与することになる

### 【新たな拡充策である市町村による水源林の取得（公有林化）の支援について】

水源林の保全に対する関心の高まりを受け、水源林（立木も含む）を取得し、公有林化を希望する市町村に対し、取得経費の補助を行うもの

#### <参考>

- ・ 森林づくり推進支援金の中に、「水源林公的管理推進枠(仮称)」を創設するとともに、事前に市町村に要望調査をして必要額を確保するなど、従来の事業選定方法とは別の仕組みを検討
- ・ 水源林の取得等に森林環境税を活用している県は5県  
(補助率 10/10 (補助金額の上限設定有) 1/2、1/3)

### 【水源林における間伐の対象拡大について】

これまで森林税による間伐は「里山」を対象としてきたところであるが、里山以外の森林における森林税を活用した間伐も検討

- ・ 森林所有者と市町村で水源林保全のための協定を締結した森林について、里山と奥山が混在するような場合は、一体的な施業を条件とし奥山も含めて間伐対象とする
- ・ 上記水源林の公有林化を行った森林では、公有林であっても間伐対象とする 等

## 森林づくり推進支援金の使途の限定について

### 【ポイント】

県の説明責任をより明確化するという観点から、支援の対象とする事業体系について、県の森林・林業施策との関連性を整理するなど、事業メニューを見直し

### 【見直し後の具体的なメニューについて】

次期森林税における森林づくり推進支援金の事業メニューについては、「長野県森林づくり指針」に掲げる施策に関連する次の取組に限定

多様な森林の整備の推進、森林の保全に向けた取組の強化に資する事業

- ・ **市町村による水源林の取得費用への補助【新規】**
- ・ 間伐事業の所有者負担の軽減（一定のルール化を検討、対象森林は里山に限定）【限定】
- ・ 森林病虫害対策、野生鳥獣被害対策（緩衝帯整備、テープ・ネット巻きに限定）【限定】

林業再生の実現、信州の木の利用促進に資する事業

事業採択にあたっては、持続可能な森林づくりに資するものに限り対象とする。

- ・ 間伐材、木質バイオマスの利活用の推進
- ・ **間伐材の搬出の推進【新規】**

森林の多面的利用の推進に資する事業

- ・ 森林の里親・森林セラピーに関連する取組
- ・ 森林・林業を題材とする体験学習（市町村のエリアを越える広域的な参加を求めるものに限定）
- ・ 美しい景観形成の取組（里山の森林づくりに限定）

### 【推進支援金の見直しに伴い、対象外とする事業について】

- ・ 新たな間伐事業の所有者負担の軽減ルールに適合しないかさ上げ（市町村独自のかさ上げは妨げない）
- ・ 森林整備に関連しない野生鳥獣被害対策
- ・ 住環境の緑化を目的とした事業
- ・ 住民参加によるイベント（植樹祭、講演会等）
- ・ 森林整備を伴わない森林基盤整備（境界明確化等）
- ・ 上記以外の移住・交流の取組及び環境教育の支援 等

### 【事業選定に関するチェック機能の強化について】

事業計画書の様式及び事業選定における評価の観点を改正し、以下の項目を明記するとともに、地方事務所におけるチェック機能を強化。

- ・ 県の森林・林業施策との関連性
- ・ 県民税を活用する理由

## 条例改正の内容について

新たな用途である持続可能な林業の振興という視点を踏まえ、第 1 条の趣旨を変更する。

第 2 条中「平成 24 年度」を「平成 29 年度」に改める。

第 3 条中「平成 25 年」を「平成 30 年」に改める。

### 長野県森林づくり県民税条例

(平成 19 年 12 月 27 日条例第 58 号)

(趣旨等)

**第 1 条** この条例は、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面にわたる機能を有する森林からすべての県民が等しくその恵みを受けていることにかんがみ、これらの機能を持続的に発揮させるための施策に要する経費の財源を確保するため、県民税に係る長野県県税条例(昭和 25 年長野県条例第 41 号)の特例等を定めるものとする。

2 この条例の規定に基づき長野県県税条例第 22 条及び第 28 条第 1 項に規定する県民税の均等割の税率に加算する額の名称は、長野県森林づくり県民税とする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第 2 条 平成 20 年度から**平成 24 年度**までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 22 条の規定にかかわらず、同条に定める額に 500 円を加算した額とする。

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第 3 条 平成 20 年 4 月 1 日から**平成 25 年** 3 月 31 日までの間(以下この項において「特例期間」という。)に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度又は特例期間における地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 52 条第 2 項第 4 号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は、長野県県税条例第 28 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における長野県県税条例第 28 条第 2 項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「長野県森林づくり県民税条例(平成 19 年長野県条例第 58 号)第 3 条第 1 項」とする。

(基金の積立て)

第 4 条 知事は、長野県森林づくり県民税に係る収入額に相当する額を、資金積立基金条例(昭和 39 年長野県条例第 15 号)の規定に基づく長野県森林づくり県民税基金として積み立てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(資金積立基金条例の一部改正)

2 資金積立基金条例の一部を次のように改正する。

別表の長野県森林整備地域活動支援基金の項の次に次のように加える。

長野県森林づくり 県民税基金	緊急に行う必要のある森林づくりに関する施策の推進を図る。	緊急に行う必要のある間伐その他の森林づくりに関する事業の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	------------------------------	--

(施行期日)(平成 20 年 4 月 30 日条例第 27 号抄)

1 この条例は、公布の日から施行し、第 2 条の規定による改正後の長野県森林づくり県民税条例の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。